

施設監査及び確認監査の 着眼点について

令和7年5月16日

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査（保育所（保育所型認定こども園を含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業）

(1) 職員の確保・配置基準

- ・ 保育従事者の配置基準が満たされているか

○ポイント

- ・ 各施設等の運営基準を定める条例の中で、保育教諭等の配置について、必要な資格等を持った職員が、「常時2人を下回ることはできない」となっています。早朝や夕方、土曜日など利用者が少ない時間帯でも職員配置を満たすよう、留意してください。（保育所：最低基準条例第3条（国基準第33条、附則第2号）、幼保：最低基準条例第3条（国基準第5条第3項）、地域型：最低基準条例第3条（国基準第29条2項、第44条2項、第47条2項）
- ・ 職員の確保や定着化に積極的に取り組み、適切な教育・保育等を提供できるような職員の勤務体制を確保してください。（確認基準条例第21条、第47条）
- ・ 国の「こども未来戦略方針」において、幼児教育・保育の質の向上を目的として職員配置基準の改正が行われました（R6. 4. 1施行）。
- ・ なお、保育教諭等の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合は、当分の間、改正前の配置基準で職員配置を行うことができる旨の経過措置が設けられています。

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30人につき1人	25人につき1人
3歳児	20人につき1人	15人につき1人

※今後、1歳児の配置基準の改正（6人につき1人→5人につき1人）も予定されています。
（R7年度は公定価格の加算対応）

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(1)職員の確保・配置基準

※職員配置の特例(保育所、小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所、認定こども園)

○ポイント

- 各施設等の運営基準を定める条例の中で、保育教諭等の配置について、必要な資格等を持った職員が、「常時2人を下回ることはできない」となっています。
- ただし、当分の間、以下の特例が設けられています。
 - ①朝タの保育士配置の要件弾力化
 - …朝夕等の児童が少数となる時間帯は、保育士等のうち1人を保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができ。
 - ②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用(3歳以上児を預かる場合のみ)
 - …幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。
 - ③研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化
 - …追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを、保育士とみなすことができる。
- ※②③の特例を適用する場合、保育士資格を有する者を、各時間帯で必要となる保育士数の2/3以上配置しなければなりません。
- 「保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にあるもの(常勤で1年相当程度が目安)、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等です。
- 上記、保育士の配置特例を利用する場合には別途届出が必要です。

2

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園)

(1)職員の確保・配置基準

※看護師等の配置特例(R5年度～要件見直し)

- 当分の間、保健師、看護師、准看護師を1人に限り、保育士(保育教諭)とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所(認定こども園)については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって保育教諭等による支援を受けることができ、できる体制を確保しなければならない。

○ポイント

- 従来は「乳児が4人以上いる施設」が要件でしたが、国省令が改正されたことにより、乳児の有無に関係なく、看護師等を1人に限り、保育教諭とみなすことができるようになり、また、(保育所：最低基準条例第3条(国基準第33条、附則第2号)幼児：最低基準条例第3条(国基準附則第8条))
 - ただし、乳児の数が4人未満の施設については、一定の知識と経験を有する看護師等に限られ、保育士と合同で行う必要があるが、看護師等が1人で保育することは不可とされている。(幼児：最低基準条例第3条(国基準附則第8条))
 - また、補助者として従事する場合を除き、当該看護師等は教育課程に従事することは禁じられています。(幼児：最低基準条例第3条(国基準附則第8条))
- 【子育てに関する知識と経験を有するとは】
保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数3名以下の保育所等で保育を行う場合、「子育て支援員研修」等の修了を必須とすること。(国事務連絡抜粋)

3

▼施設監査（幼保連携型認定こども園）

(1)職員の確保・配置基準

※保育教諭の配置特例（特例措置期間の延長、免許・資格の計画的取得）

○ポイント

- ・ 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の保有が必要とされつつも、下記①②の特例措置が講じられています。
- ① 幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭となることができる。
- ② 免許状・資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験を有するものは、一定の単位を修得することなどで、もう一方の免許状・資格を取得できる。
- ・ この特例措置はR6年6月の法改正により、R6年度末の期限が5年間延長され、R11年度末までとなった一方で、主幹保育教諭・指導保育教諭については、R8年度末までに免許状・資格の併有が必要とされています。
- ・ また、各施設の事業計画や人材確保・育成計画等で、当該保育教諭等が特例期間内に免許状・資格の取得を計画的に行うための人事計画を作成する等の取り組みが求められています。
- ・ 特例措置期間の期間内に必要な免許状・資格を取得できるよう、計画的に取り組んでください。

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査（幼保連携型認定こども園）

(2)事故防止

- ・ 危険等発生時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成しているか。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、自動車の運行等の場面については、重大事故が発生しやすいこと等を踏まえ、ガイドラインを踏まえるなどして、対策を講じているか。

○ポイント

- ・ 指針の改正(R5.3.31)により、市町村が指導監査を行う事項として、重大事故が発生しやすい場面での対策に関する規定が明記されました。(国通知)
- ・ そのため、「危険等発生時対処要領」に基づき、次ページの場面での対策が講じられているか確認します。(法第27条)

▼施設監査（保育所（保育所型認定こども園を含む）、地域型保育事業）

(2)事故防止

- ・ 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。特に、重大事故が発生しやすい場面での対策を講じているか。

○ポイント

- ・ 指針の改正(R5.3.31)により、重大事故が発生しやすい場面での具体的な対策に関する規定が明記されたことから、次ページの対策が講じられているか確認します。(国通知)

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

○重大事故が発生しやすい場面での対策

- ・ 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか、児童を一人にしているか、安全な睡眠環境を整えているか。
- ・ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。
- ・ 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動のために自動車を行うるときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を適切に確認しているか。
- ・ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。
- ・ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施しているか。
- ・ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。
- ・ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。

6

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(3)自動車を運行する場合の所在確認

- ・ 通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。
- ・ 送迎用の自動車を運行する場合、ブザー等児童の見落としを防止する装置を設置し、降車時には児童の所在確認をしているか。

○ポイント

- ・ 送迎用のバスに園児が置き去りになり死亡するという痛ましい事故を受け、国省令が改正され、R5年度から自動車を運行する場合、以下2点が義務化されました。
- ① 児童の乗降車の際に、点呼等による所在確認を行うこと。(保育所・最低基準条例第3条(国基準第6条の4)、幼保：法第27条、地域型：最低基準条例第3条(国基準第7条の3第1項)
 - 送迎時に限らず、園児等の移動を含む園外活動で自動車を運行するすべての場合が対象です。
- ② ブザー等の安全装置を設置し、降車時の児童の所在確認を行うこと。(保育所：最低基準条例第3条(国基準第6条の4)、幼保：法第27条、地域型：最低基準条例第3条(国基準第7条の3第2項)
 - 送迎用のバスが対象です。
 - 安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する装置に限られるため、国が随時更新しているリストに掲載されている装置に限られることに注意が必要です。
- ・ 乗降車時の安全確認の実施状況や安全装置の設置状況を確認します。

7

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(4)食事中の事故防止

- ・食事中等の場面については、重大事故が発生しやすいこと等を踏まえ、ガイドラインを踏まえるなどして、対策を講じているか。

○ポイント

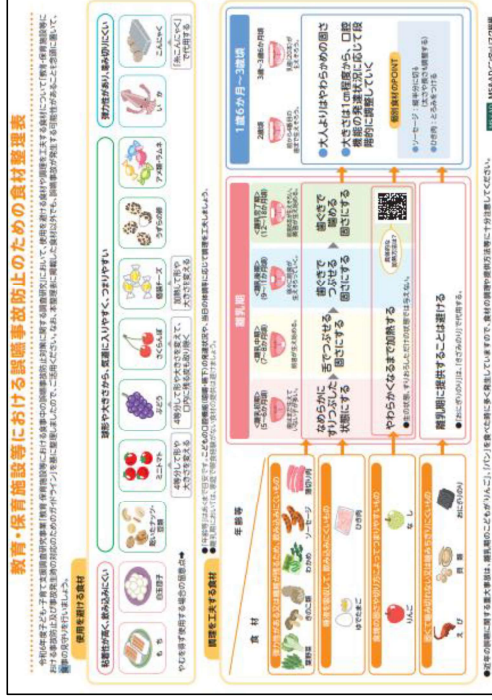
- ・保育所等での事故防止については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(H28.3)で、施設・事業者が取り組むべき事項が示されています。

- ・特に重大事故につながるやすい食事中的誤嚥については、これまでも、全国で、りんごやパン、ぶどうなどによる誤嚥事故が発生していることから、ガイドライン本文の「重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について」を改めてご確認ください。

- ・また、R6年度の国の調査研究事業により、誤嚥事故防止のための啓発資料が作成され、こども家庭庁のHPにも掲載されていますので、参考にしてください。

(参考URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report>)

啓発資料(一部抜粋) 8



施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(5)重大事故の報告、事故再発防止措置

- ・①重大事故発生時には速やかに当該事実を松山市に報告しているか。
- ・②死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止策の措置を講じているか。

○ポイント

- ・ **事故が発生した場合は速やかに市へ連絡し、事故報告書(指定様式)を提出する必要がある**ます。(※国通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」(R7.3.21)に基づき対応が必要です。)

- ・ 報告の対象となる重大事故の範囲:

- ①死亡事故
- ②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
- ③治療に要する期間が30日以上以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

- ・ 報告期限:

第1報・・・原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

第2報・・・原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告が必要です。
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第第報告が必要です。

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、地域型保育事業)

(6)安全計画

- 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、安全計画に基づいて、必要な措置を講じているか。
- 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しているか。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。
- 定期的に見直し、変更を行っているか。

○ポイント

- R5年度から安全計画の策定等が義務化されました。(保育所:最低基準条例第3条(国基準第6条の3、地域型:最低基準条例第3条(国基準第7条の2))
- そのため、安全計画の策定及び研修等の実施状況を確認します。(安全計画の策定についての詳細は次ページ)
- また、これらの取組の内容について、保護者に説明・共有できる機会を設けているか確認します。

10

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、地域型保育事業)

【安全計画とは】(「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」より抜粋)

- 保育所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、年度が始まる前に、
 - (1)施設の設備等の安全点検
 - (2)保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導
 - (3)職員への各種訓練や研修等

の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(安全計画)を定めること。

- また、作成に当たっては「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。
- 以上の一連の対応を実施することをもって安全計画の策定を行ったこととすること。

11

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園)

(7)業務継続計画(BCP)

- ・ 感染症や非常災害の発生時に備え、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めているか。(努力義務)
- ・ 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するよう努めているか。(努力義務)
- ・ 必要に応じて見直しているか。(努力義務)

○ポイント

- ・ 国省令の改正により、業務継続計画の策定等が努力義務化されました。(保育所:最低基準条例第3条(国基準第9条の3)、幼保:最低基準条例第3条(国基準第13条))
- ・ 非常時でも継続的な運営が行えるよう、計画の策定に努めていただきますようお願いいたします。

【業務継続計画とは】

- ・ 感染症のまん延や地震・風水害等の自然災害など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるため、感染症発生時の初期対応、リスク管理、時間経過に基づく対応、非常災害時の事前対策や発生後の避難経路・連絡方法などを定めた計画のこと。(国ガイドライン)
- ・ 未作成の場合は、松山市(保育・幼稚園課)作成のひな型(R7年2月送付)や国ガイドラインを参考に作成をお願いします。(国ガイドライン:R4.3.31児童福祉施設における業務継続ガイドライン)¹²

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(8)虐待防止

- ・ 職員による、障害児を含む児童に対する虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。

○ポイント

- ・ 指針の改正(R5.3.31)により、市町村が指導監査を行う事項として、虐待防止に関する規定が明記されました。(国通知)
- ・ 虐待防止マニュアルの策定や虐待防止に関する研修の実施有無を確認します。
- ・ 上記のマニュアル策定や研修の実施は必須ではありませんが、教育・保育要領並びに保育所保育指針に基づいた措置を講じるようお願いします。
- ・ 「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」(国通知 R5.5.12)に日々の業務を行うにあたっての参考資料として国のガイドライン(「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(こども家庭庁)」も示されていますので、内容をご確認ください。

※児童福祉法等の一部改正により、**R7年10月からは、保育所等の職員による児童への虐待等を発見した者に対し、都道府県又は市町村に対する通報が義務化**されます。

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(9) 献立内容(栄養量に関する基準)

- ・ 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含んでいるか。

○ポイント

- ・ 給食の献立は、各法人や施設において定める給与栄養目標量により、児童の成長・発達に必要な栄養量が確保されるように作成することが必要です。
- ・ 例年、給食で給与する栄養量のバランスが整っていない施設が見られます。
- ・ 特に、脂質エネルギー比のオーバー及びビタミンおよび鉄分やカルシウムの不足が多い印象です。
- ・ 各施設で算出された給与栄養目標量の達成を目指すようにしてください。

※ R7年度から栄養量に関する判断基準を下表のとおり変更します。

R6年度まで	R7年度から
施設が設定する給与栄養目標量を基準とし、当年度の平均値と比較して、わずかも過不足あれば指導対象	施設が設定する給与栄養目標量を基準とし、当年度の平均値と比較して、 ±10%外であれば指導対象

▼施設監査(地域型保育事業)

(10) 連携施設の設定(経過措置期間の延長、基準緩和)

- ・ 保育の提供終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう下記の事項に係る連携協力を行う施設を設定しているか。

- ① 集団保育を体験させるための機会の設置、相談・助言その他保育内容に関する支援
- ② 代替保育の提供

- ③ 当該保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき連携施設での受け入れ

※ 保育所型事業所内保育事業は③のみで可。 ※ R11年度末まで経過措置あり

○ポイント

- ・ 地域型保育事業の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は、連携施設を確保する必要があることとされています。
- ・ R7年の国基準改正により、上記経過措置期間が15年(R11年度末まで)に延長されました。
- ・ また、①について、保育所等を連携施設とすることを原則としつつ、市町村が保育内容支援の提供に関する連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業を連携施設として設定できるようになりました。
- ・ ②について、市町村が代替保育の提供に関する連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、連携施設の確保を必要としないこととされました。

▼施設監査(保育所(保育所型認定こども園を含む)、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)

(11)自己評価

- ・ 教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。(幼保連携型認定こども園)
- ・ 自ら業務の評価を行い、改善を図っているか。また、その結果を公表するように努めているか。(保育所(保育所型認定こども園を含む)、地域型保育事業)

○ポイント

- ・ 自己評価は、「職員等が自らの教育・保育を振り返って行う自己評価と、それをふまえ、「組織全体で共通理解をもって取り組む自己評価」が基本です。
- ・ 自己評価結果は利用者に公表し、常にその改善を図るよう努めてください。なお、幼保連携型認定こども園は法令で利用者への公表が義務付けられています。(法施行規則第23条)
- ・ 現地で自己評価の内容と公表方法を確認します。

▼確認監査(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)

(12)公定価格加算

- ・ 公定価格の基本分及び申請した加算分により求められる職員数を充足した職員配置ができています。

○ポイント

- ・ 公定価格上の配置基準を下回らないよう、必要な職員を確保してください。
- ・ 充足すべき職員数については、内閣府通知「特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(最終改正:令和7年4月11日)に基づきます。

(例)保育所の場合

施設長	1人
保育士	以下の合計
	・年齢別配置4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1,2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人(※)
	・利用定員が90人以下の施設については1人
	・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人
調理員等	・上記保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定
	・利用定員が40人以下の施設は1人、41人以上150人以上の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)
その他	・嘱託医・嘱託歯科医・非常勤事務職員(施設長が兼務する場合は配置不要)

※基本加算分として、4歳児以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、1歳児配置改善加算あり

▼確認監査(特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園以外)及び特定地域型保育事業

(13)重要事項の説明

- ・ あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担、その他利用申込者の教育・保育の選択に資する重要事項を記した文書または電磁的方式(インターネットやCD-ROM等)による交付によって明示して説明を行い、同意を得ているか。
- ・ 施設内の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しているか。

○ポイント

- ・ 国基準の改正により、重要事項の揭示方法が改正され、これまでの施設内掲示に加え、インターネット(ホームページやここdeサーチ)で公表することが必要になりました。
(R6年4月1日～)
- ・ 施設・事業所の見やすい場所(入口付近、受付、掲示スペース等)に掲示または配架するとともに、同じ内容をホームページやここdeサーチ等で公表してください。

○参考

- ・ 子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から施設型給付・地域型保育給付を受ける全ての施設・事業者を対象とし、毎事業年度の経営情報(①モデル給与、②人件費比率、③職員配置状況)の公表が必要になりました(経営情報の見える化)。
- ・ 経営情報等の収集・公表にはここdeサーチが活用されます。
- ・ ここdeサーチのシステムが改修され、各施設での入力作業が可能となっていますので、期限内(事業年度終了後5月以内)にここdeサーチでの報告をお願いします。

18

施設監査及び確認監査の着眼点について

▼確認監査(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)

(14)施設型給付費の額の通知

- ・ 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか。(私立保育所は除く)

○ポイント

- ・ 施設型給付、地域型給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額(利用者負担)を控除した額となります。
- ・ 給付については、保護者における個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなります。(利用者負担は施設が利用者から徴収します。)

※私立保育所に対しては、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから(児童福祉法第24条)、法定代理受領ではなく、利用者負担を市町村で徴収し、施設型給付と利用者負担を合わせた全額が委託費として支払われます。

- ・ 給付(私立保育所の場合は委託費)は施設・事業を利用する子どもの居住地から受けることになります。
- ・ 市から園に送付する精算書(エクセルファイル)に保護者宛の通知文のシートがありますので活用いただき、園に掲示するなどし、保護者への通知をお願いします。

▼確認監査(特定子ども・子育て支援施設等)

特になし

19